

第1号介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と、地域包括支援センター（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う第1号介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、介護予防サービス計画の作成を支援し、介護予防・生活支援サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（介護支援専門員等）

第2条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員等（荒川区介護保険運営協議会で承認され、事業者から第1号介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業所を含む）を利用者へのサービス担当者とし、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名（居宅介護支援事業所）を文書で通知します。

（契約期間）

第3条 この契約の契約期間は、_____年 _____月 _____日から第1号介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント終了日までとします。

（介護予防サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項をサービス担当者に担当させ、介護予防・生活支援サービス計画の作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における介護予防・生活支援サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防・生活支援サービス計画の原案を作成します。
- （4）介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- （5）その他、介護予防・生活支援サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（経過観察・再評価）

第5条 事業者は、介護予防・生活支援サービス計画作成後、次の各号に定める事項をサービス担当者に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 介護予防・生活支援サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防・生活支援サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(介護予防・生活支援サービス計画の変更)

第6条 利用者が介護予防・生活支援サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者若しくはサービス担当者が介護予防・生活支援サービス計画の変更が必要と判断した場合は、サービス担当者と利用者双方の協議により介護予防・生活支援サービス計画を変更します。

(給付管理)

第7条 事業者は介護予防・生活支援サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定申請等の申請に係る援助)

第8条 サービス担当者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 サービス担当者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第9条 サービス担当者は、第1号介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保存します。

- 2 利用者は、サービス担当者の営業時間内にその事業所で、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第11条第1項及び第2項の規定により、利用者又はサービス担当者が担当者の変更を文書で通知し、若しくは利用者が希望した場合、サービス担当者は直近の介護予防・生活支援サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第10条 事業者が提供する第1号介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントに対する料金は【契約書別紙】のとおりです。

(契約の変更及び終了)

第11条 利用者は、サービス担当者に対して文書で通知することにより、いつでも担当するサービス

担当者を変更することが出来ます。

2 サービス担当者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、担当を終了することができます。この場合、サービス担当者は他の介護支援専門員等に関する情報を利用者に提供します。

3 次の事由に該当したときは、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、要介護と認定された場合

(3) 利用者が死亡、若しくは被保険者の資格を喪失した場合

4 利用者及びその家族が、サービス担当者、当事業所職員に対してハラスメント行為が認められた場合、ハラスメント対策委員会において検討を行い、直ちに本契約を終了することができます。

(秘密保持)

第12条 事業者及びサービス担当者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者及びサービス担当者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者及びサービス担当者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第13条 事業者及びサービス担当者は、サービスの提供に伴って、事業者およびサービス担当者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第14条 サービス担当者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、提供した介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置づけられた第1号介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第16条 事業者及びサービス担当者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

(高齢者虐待の防止)

第17条 事業所及びサービス担当者は、利用者の権利擁護のため、養介護施設従事者による虐待、または養護者による虐待を受けている疑いがある場合は、荒川区に通報し、必要な支援を行います。

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

第19条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(契約書内容変更)

第20条 契約書内容に変更が発生した際には、すみやかに利用者へ文章または口頭にて告知します。この告知を以って、契約書差し替えは行いません。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 荒川地域包括支援センター

運営法人 社会福祉法人 奉優会

住 所 東京都世田谷区駒沢1-4-15 真井ビル5階

理 事 長 香取 寛

印

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____